

検察庁って

どんな仕事をして  
いるの？

取調べて

どんなことを聞くの？

警察と検察庁

何が違うの？

5 / 1 9 Sun.

9 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

(受付 9 : 0 0 開始)

令和6年度憲法週間行事

もっと検察庁を知ろう

検事にはどうやって  
なるの？

再犯防止って  
どんなことしてるの？

●イベントプログラム●

- ・ 検察庁の業務説明
- ・ 庁舎見学
- ・ 模擬取調べ体験
- ・ 検察官への質問コーナー



◇ 場 所 高松地方検察庁(高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎4階)

◇ 申込方法 電話又はメールによる事前予約制(募集人員20名程度)

◇ 受付期間 4月15日(月)から5月7日(火)まで  
(土日、祝日を除く8時30分から17時15分まで)

◇ 申 込 先 高松高等検察庁企画調査課

・ 電話 087-821-5631(内線2236)

・ メールの場合は、①氏名(ふりがな)②年齢③職業④電話番号を記載の上、  
アドレス(ppo55-koho2024.pq5@i.moj.go.jp)に送信

【個人情報の利用目的・取扱いについて】お預かりした個人情報は、本イベントの事前準備及び実施に関するこのみに使用します。

お申込みフォーム





## 業務説明

検察庁が、どのような仕事をしているかをまとめたDVDを見てもらいました。

その後、パワーポイントを使用して、「令和5年度四国ブロック再犯防止シンポジウム」の内容を紹介しつつ、検察庁の各取組について説明しました。

警察と検察の違いや、検察庁の様々な取組（被害者支援、再犯防止、法教育）について理解してもらえたことと思います。





## 庁内見学

2班に分かれて、庁内見学を行い、倉庫や書庫を案内しました。

証拠品庫は、警察等の捜査機関から検察庁へ送致された事件の証拠品を受入れ、保管している場所です。

証拠品の現物をお見せすることはできませんが、一般の方が普段目にするもののない拳銃などの写真を掲示し説明を行いました。

記録庫は、刑事事件記録を収納している場所で、種類ごとに保管期間が決まっていることなどを説明しました。

裁判書のコピーを掲示し、毛筆手書き・縦書きからパソコン・横書きへと変化してきた時代の流れを実感してもらいました。





## 使用器具類説明

検察庁で使用している器具類について、現物を見てもらいながら説明しました。

検察庁で最も使用する器具は手錠ですが、刑事ドラマで見るとような銀色の重い鉄製ではなく、平成中盤以降、材質も重量も変更されていますので、ぜひ、次回のイベントに参加して体験してみてください。





## 模擬取調べ

2班に分かれて行いました。写真は、参加者が、取調べを始める前に事件記録を読んでいるところです。

参加者12名ずつが検察官役となり、検察事務官が扮した被疑者1名を取り調べるスタイル（現実にはありませんが…）で行いました。

それぞれの参加者が、検察官になりきって、鋭い質問を繰り出すなど、多数の方に発言をしてもらうことができたので、良かったのではないかと思います。

このイベントが、検察庁の業務をより知っていただくきっかけになれば幸いです。

ありがとうございました

